

# 令和4年度

# 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

7月中旬に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険税(料)決定通知書を送付します。それに合わせて、今年度の保険税(料)の変更点や新型コロナウイルス感染症に関する減免などについてお知らせします。

問い合わせ こまつもしもしセンター ☎20・0404  
医療保険課 ☎24・8148

## 後期高齢者医療のお知らせ



### 医療費の窓口負担割合

10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人など)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

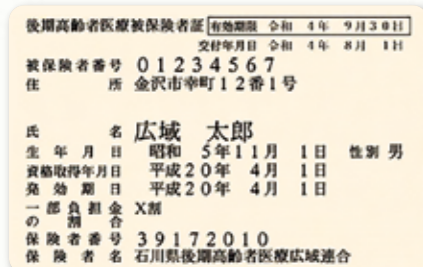
※2割負担となる人について、施行後3年間(令和7年9月30日まで)は1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。



### 新しい保険証を送付します

10月1日からの窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は保険証を2回送付します。1回目の保険証(だいたい色)は7月中旬以降に、2回目の保険証(緑色)は9月中旬以降に簡易書留で送付します。

#### 1回目 だいたい色イメージ



有効期間 8月1日～9月30日

#### 2回目 緑色イメージ



有効期間 10月1日～令和5年7月31日

※現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていて、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証(緑色)を送付します。

## 令和4年度の保険料

後期高齢者医療保険料を改定しました。

	令和3年度	令和4年度
所得割率	9.33%	9.53%
均等割額	47,520円	48,500円
賦課限度額	640,000円	660,000円

所得割率：加入者の所得に応じた率  
均等割額：加入者1人当たりの額  
賦課限度額：保険料の上限額

## 保険料の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険料(均等割額)の軽減を受けることができます。令和4年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	軽減後の年間均等割額
43万円+10万円×A	14,550円(7割軽減)
43万円+28.5万円×B+10万円×A	24,250円(5割軽減)
43万円+52万円×B+10万円×A	38,800円(2割軽減)

A：年金・給与所得者の人数-1 B：世帯の被保険者の人数

軽減を受けるには所得の申告が必要です。所得がない人も必ず申告をしましょう。

## 介護保険のお知らせ



### 令和4年度の保険料

介護保険料は据え置きました。保険料基準額は、年額75,600円です。

## 国民健康保険のお知らせ



### 令和4年度の保険税

国民健康保険税の所得割率、均等割額、平等割額は据え置き、賦課限度額は改定しました。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	630,000円(610,000円)	190,000円(190,000円)	170,000円(160,000円)

※( )内は昨年度の額  
所得割率：世帯加入者全員の所得に応じた率  
均等割額：加入者1人当たりの額  
平等割額：1世帯当たりの額  
賦課限度額：保険税の世帯上限額

### 子供の均等割額の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和4年度から未就学児の均等割額の半分に軽減します。令和4年度分は平成28年4月2日以降に生まれた人が対象です。申請は不要です。



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ

### 保険税(料)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯の人などは、申請により国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険税(料)の減免が受けられる場合があります。

### 傷病手当の適用期間延長

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している従業員が、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで仕事を休んだ場合の傷病手当について、適用期間を9月30日まで延長しました。

### 保険税の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険税(均等割額、平等割額)の軽減を受けることができます。令和4年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	均等割額 平等割額
43万円+10万円×A	7割軽減
43万円+28.5万円×B+10万円×A	5割軽減
43万円+52万円×B+10万円×A	2割軽減

A：年金・給与所得者の人数-1 B：世帯の被保険者の人数

軽減を受けるには所得の申告が必要です。所得がない人も必ず申告をしましょう。

### 新しい保険証を送付します

8月1日から使用できる新しい保険証を7月中旬以降世帯主宛に簡易書留で送付します。新しい保険証はえんじ色に変わります。70歳以上の人には国民健康保険証兼高齢受給者証を送付します。現在の保険証(藍色)は7月31日で期限切れとなるため、各自で破棄をお願いします。

### 国民年金保険料の免除・学生納付特例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が免除基準相当程度まで減少した時には、臨時特例措置による免除・納付猶予や学生納付特例の申請ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

問い合わせ 小松年金事務所 ☎24・1791  
医療保険課国民年金担当 ☎24・8060

